

# ペットの飼い方とルールを守ろう!!



犬を飼う際は、  
次のことを守ってください。

## ① 犬の登録をしてください。

「狂犬病予防法」により、生後91日以上  
の犬は登録することが義務づけられています。  
犬が死亡した場合、飼い主の氏名、住所  
等に変更があった場合は、登録のある市町  
村に届出が必要です。

## ② 狂犬病予防注射を年1回受けてください。

狂犬病は過去の病気ではありません。世  
界では狂犬病により毎年3〜5万人が死亡  
しています。  
「狂犬病予防法」により、年1回の狂犬病  
予防注射を受けさせることが義務づけられ  
ています。

## ③ 犬が逃げたり、迷子にならないようにしてください。

犬が逃げたり迷子になると、犬や周りの  
人が危険にさらされるだけでなく、環境へ  
も被害を及ぼすことがありますので、脱走  
や迷子防止の対策をとりましょう。

## ④ 犬の習性等を正しく理解して、最後まで責任をもって飼ってください。

犬の健康と安全に気を配り、その命を終  
えるまで責任をもって飼ってください。他  
の人に迷惑や危害を及ぼさないよう適切  
なしつけや訓練をしましょう。

## ⑤ 犬は放し飼いにしないでください。

柵で囲まれた敷地  
内あるいは室内など  
人に迷惑を及ぼすこ  
とのない場所を除い  
て、犬の放し飼いは  
しないでください。  
柵で囲まれた敷地  
内あるいは室内で犬  
の放し飼いをする場  
合は、犬が外に出な  
ないようにしてくださ  
い。



## ⑥ 犬のフン尿、その他の汚物は適正に処理してください。

散歩中のフン回収  
だけでなく最終的な  
処理まで責任を  
持ちましょう!



## ⑦ 不妊・去勢手術等の繁殖制限をしましょう。

札も)をつけよう!





登録等の手続きはありませんが、飼い主は次のことを守ってください。

① 猫の本能・習性をよく理解し、責任をもって終生飼ってください。

「フン・尿」「鳴き声」「庭やごみを荒らす」といった猫による苦情は多発し問題となっています。

周りに被害や迷惑を及ぼさないよう、猫の本能・習性や生理をよく理解し、責任をもって終生飼ってください。

② 飼い猫であることを明示してください。

猫に首輪、名札等をつけ、飼い主を明らかにすることで、迷い猫が少なくなります。



③ 室内で飼いましょう。

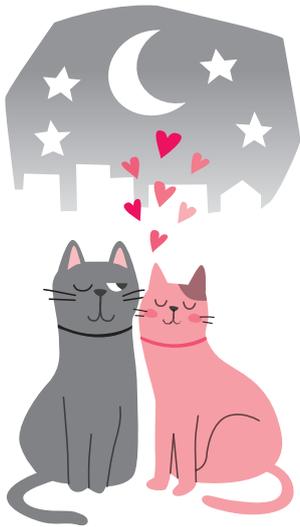
猫は快適な環境を整え、飼い主がコミュニケーションをとることで室内でも暮らせます。屋外飼育は、交通事故、ノミ・ダニなどの寄生、感染症など、猫にとって生命の危険が多く、またフン尿などでご近所に迷惑をかけることとなります。

④ 不妊・去勢手術等の繁殖制限をしましょう。

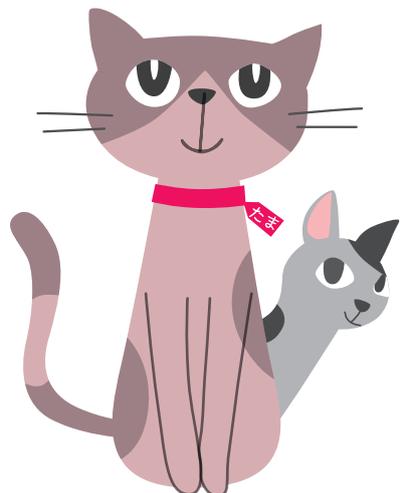
自由に繁殖できる状況では、猫は1年に2〜3回出産し、すぐに増えてしまいます。動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。次々と生まれてくる動物を全て飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのも限界があります。

毎年多くの子猫が保健所に持ち込まれています。このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、不妊・去勢手術による繁殖制限を実施しましょう。

不妊・去勢手術をすることで、病気の予防や、ストレスの軽減にもなります。



首輪・名札 (犬は鑑)



⑤ 猫を捨てないでください。

猫を捨てる行為は犯罪です。また、捨てられた猫は、病気や交通事故で死亡したり、野良猫になって迷惑をかけたりにすることになります。



⑥ 飼い主のわからない猫、野良猫にエサを与えないでください。

飼い主のわからない猫にエサを与えることは、その地域に猫が住みつき、増加する原因となります。所かまわずフンをしたり、ごみ置き場を散らかしたり、地域住民にいろいろな迷惑をかけます。安易にエサを与えないようにしてください。

